原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 損害賠償実施方針

原子 力事 業者 は、 原子力損 害の 賠償 \mathcal{O} 迅速か つ適切な実施を図るための方針を作成し、 これを公表しな

ければならないものとすること。

(第十七条の二関係)

第二 特定原子力損害賠償仮払金の支払のための資金の貸付け

特定原子力損害賠償仮払金の支払のための資金の貸付け

1 おうとするときは、 原子力事業者 は、 当該 特定原子力損害を受けた被害者に対して、 特定原子力損害賠償仮払金 の支払のために必要な資金の貸付けを行うことを 特定原子力損害賠償仮払金の支払を行

政

府

に対し申し込むことができるものとすること。

2 内 容及び 貸 付 け 貸付 \mathcal{O} 申 けを必要とする理 込みを行う原子力事業者は、 由 等 を記り 載 文部科学大臣に対し、 た 書類を提出 なけ ħ 特定原子力損害 ば ならない ŧ 賠償 \mathcal{O} とすること。 仮 払 金 の支払 \mathcal{O}

3 文部 科学大臣 は、 貸 付 けの申 -込みが あった場合において、 特定原子力損害賠償 仮 払金 \mathcal{O} 迅速な支払

 \mathcal{O} ために必要があると認めるときは、 遅滞なく、 当該申込みに係る貸付けを決定し、 その旨を当該申

込みを行った原子力事業者に通知するものとすること。

(第十七条の三関係)

貸付けを受けた原子力事業者は、 文部科学省令で定めるところにより、 貸付金をその他 の資産と分別

して管理しなければならないものとすること。

(第十七条の四関係)

三 貸付けを受けた原子力事業者は、 文部科学省令で定めるところにより、貸付金を充てて行う特定原子

力損害賠償仮払金の支払状況について文部科学大臣に報告しなければならないものとすること。

(第十七条の五関係)

四 保険金請求権等の取得等

1 政 府 は、 貸付 けを受けた原子力事業者が貸付金を充てて行った特定原子力損害賠償仮払金の支払の

対象となった特定原子力損害 の賠償 額 がが 確定したときは、 当該特定原子力損害賠償仮払 金 一の額 に 応じ

て、 当該 特定原子力損害 の賠償に係る責任保険契約 の保険金請求権又は補償契約 の補償 金 請求権を取

得するものとすること。

2 貸付けを受けた原子力事業者は、 1の賠償額が確定したときは、 遅滞なく、 文部科学省令で定める

ところにより、 その旨を文部科学大臣に届け出なければならないものとすること。

3 貸付けを受けた原子力事業者は、 次の区分に応じ、 次に定める額 の限度で貸付金 3の償還 の義務を免

れるものとすること。

1 に より政 府が保険金請求権を取得した場合 当 該 保険金請求権に係る保険 金 0)

額

1により政府が補償金請求権を取得した場合 当該補償金請求権に係る補償 金 \mathcal{O} 額

(第十七条の六関係)

五. から四までに掲げる政府の業務は、 文部科学大臣が管掌するものとすること。

(第十七条の七関係)

文部科学大臣は、 原子力損害賠償 廃炉等支援機構に、 から四までに掲げる文部科学大臣 0 権限に

六

係 ..る事. 務 (貸付けの決定を除く。 を行わせることができるものとすること。

(第十七条の八関係)

第三 原子力損害賠償紛争審 査会が行う和 解 の仲介の手続 の利用に係る時 対の中 断 0) 特例

原子力損害賠償紛争審査会が和解の仲介を打ち切った場合 (当該打切りが政令で定める理由により行わ

れた場合に限る。)において、 当該和解の仲介を申し立てた者がその旨の通知を受けた日から一月以 分内に

訴 えを提起したときは 時 効 $\widehat{\mathcal{O}}$ 中断に関し しては、 当該和知 解 の仲介の申 立ての時 に、 訴え \mathcal{O} 提 起 が あ 0 たも

のとみなすものとすること。

(第十八条の二関係)

第四 適用期限の延長

原子力損害賠償補償契約の締結及び原子力事業者が賠償すべき額が賠償措置額を超える場合における政

府の援助に係る期限を延長し、平成四十一年十二月三十一日までに開始された原子炉の運転等に係る原子

力損害について適用するものとすること。

(第二十条関係)

第五 関係行政機関の協力

文部科学大臣 は、 この法 律の 目的を達成するために必要があると認めるときは、 関係行政機関の 長に対

資料又は情報 の提供、 意見の 開陳その他の必要な協力を求めることができるものとすること。

(第二十二条の二関係)

第六 罰則

損害賠償実施方針を公表せず、 又は虚偽の公表をした者は、二十万円以下の過料に処するものとするこ

第七 その他

この法律は、平成三十二年一月一日から施行するものとすること。 ただし、 一部の規定は、 公布の日

から施行するものとすること。

(附則第一条関係)

(第二十七条関係)

東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の

利用に係る時効の中断の特例に関する法律(平成二十五年法律第三十二号)は、廃止するものとするこ

کے

(附則第三条関係)

三 その他所要の経過措置を規定するものとするほか、 関係法律について所要の改正を行うものとするこ

کے